官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○国家情報会議設置法の施行期日を定める政令（一一三三）　三
○国家情報会議設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一一三四）　四
○環境省組織令の一部を改正する政令（一一三五）　四
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（一一三六）　五
○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一一三七）　五
○金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一一三八）　六
○中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（一一三九）　六
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（一一四〇）　六

〔省　令〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**五）　七
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一一六）　七
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一一七）　一五〇

〔法規的告示〕

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（**法務・厚生労働**五）　一七九
○作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（**厚生労働**二七九）　一八〇

〔その他告示〕

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一〇九一）　一八一
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一〇九二）　一八四
○肥料の登録が失効した件（**同**一〇九三）　一八四

〔官庁報告〕

官庁事項

国家情報局に調査官を置く規則（内閣官房）　一八四
内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則（同）
内閣情報調査室に内閣情報分析官等を置く規則を廃止する規則（同）
内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件の一部を改正する件（同）
個人情報の保護に関する法律第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令第三十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同）

本号で公布された法令のあらまし

◇国家情報会議設置法の施行期日を定める政令（政令第二百三十三号）（内閣官房）

国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。

◇国家情報会議設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二百三十四号）（内閣官房）

第1　内閣官房組織令の一部改正
1　内閣情報調査室を廃止する。（第一条、改正前第四条関係）
2　国家情報局次長を新設する。（改正後第五条の二関係）
3　その他所要の改正を行う。
第2　その他関係政令の一部改正
国家公務員退職手当法施行令その他の政令について所要の改正を行う。
第3　附則
1　この政令は、国家情報会議設置法の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。（附則第一条関係）
2　所要の経過措置について定める。（附則第二条関係）
3　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二百三十五号）（環境省）

1　環境省組織令の一部改正
(1)　大臣官房及び同環境経済課並びに地球環境局及び同局地球温暖化対策課の所掌事務の調整
大臣官房及び同環境経済課並びに地球環境局及び同局地球温暖化対策課の所掌事務の調整を行う。（第三条第一項第三十七号及び第十七条関係）
(2)　国際連携課の名称並びに同課及び参事官の所掌事務の変更
地球環境局国際連携課の名称を同局国際地球温暖化対策推進課に変更するとともに、同課及び同局の参事官の所掌事務を変更し、同